

今の職場でできるだけ長く働きたい

認知症と診断されても、体調が安定していれば必ずしも仕事を辞める必要はありません。慣れた職場や人間関係の中で、できるだけ長く働けるよう、上司や産業医に相談し、職場の理解を得ましょう。



- 配置転換をしてもらい、本人に合った仕事をする

上司や人事担当者、産業医と話し合う

- ジョブコーチに入ってもらい、本人のできないところを補ってもらう

ジョブコーチの派遣を障害者職業センターに依頼する

- 「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」取得により障害者雇用に切り替えて働く

市町村の障害福祉担当課に相談する

退職したけれど、まだ働きたい



働くことでやりがいや生きがいを見つけたい

- 障害者就労支援 ハローワーク

- 障害福祉サービスの就労支援

- ・就労移行支援事業所

- ・就労継続支援A型・B型事業所など

市町村の障害福祉担当課

当事者や家族同士で交流したい

当事者や家族同士で話したり、情報交換することで、お互いの気持ちをわかり合え、安心できます。

- 当事者や家族の交流の場

認知症の人と家族の会、全国若年認知症家族会

- 本人交流会・若年性認知症デイサービス・認知症カフェ等

若年性認知症コールセンター ホームページ



経済的な手立てを考える

収入が途切れることのないよう、社会資源を利用し、担当窓口に相談しましょう。

- 医療費の減免：自立支援医療、高額医療・高額介護合算療養費

市町村の医療保険課、障害福祉課、介護保険担当



- 傷病手当金 **職場の労務担当等**

- 雇用保険の失業給付 **ハローワーク**



- 障害年金 **年金事務所や共済組合**



- 子どもの就学資金 **在学中の学校、市町村教育委員会**

- 住宅ローンの返済 **ローン契約金融機関**

- 生命保険の支払い **ご加入の保険会社**

- 生活の金銭管理や財産管理 **市町村の社会福祉協議会**

- 成年後見制度の利用 **地域包括支援センター・家庭裁判所**

介護や福祉等のサービスを利用する

介護保険サービスや障害福祉サービスを利用し、体を動かしたり、人と交流し、健康な毎日を送りましょう。

- 介護保険サービス【デイサービス、リハビリなど】

- ※40歳以上で「認知症」と診断されると申請できます。



市区町村介護保険担当課

- 障害福祉サービス【地域支援事業の移動支援など】

- ※40歳までの人が利用できます。40歳以上の認知症の人も、介護保険にないサービスを利用できます。

市町村障害福祉担当課

- 通院している病院にデイケアなどがあれば利用できます。